

【公共施設等総合管理計画：施設管理の適正化】

「指定管理者制度の運用に関する基本方針」の見直し内容について

財務部 資産活用課

基本方針の主な見直し内容

1 競争性の確保 課題：随意契約が多い、公募でも1社しか提案がなく長年同じ指定管理者となっているなど	① 公募期間の長期化（1か月→最低2か月）
	② 指定管理期間の長期化（原則5年の徹底、実績良好な場合は次回公募せず1期に限り再指定）
	③ 指定管理料の算定方法の見直し（基準額算定ルールの見直しによる適正利益の確保）
	④ リスク分担の見直し（物価高騰等を考慮、毎年度の協定締結も可能）
	⑤ 新規参入への支援（早期情報発信、相談窓口の設置）
2 施設の更なる利活用 課題：施設の設置目的が未達成、利用者数が減少、民間事業者の経験・ノウハウをいかしきれていない など	⑥ 仕様書の見直し（仕様発注から性能発注へ）
	⑦ 施設課題の解決（施設課題を提示し解決策の提案を受ける。）
	⑧ 自主事業の取組支援（積極的な自主事業の取組推進）
3 管理運営の適正化 課題：導入施設の見直し、指定管理者のモニタリングの見直し など	⑨ 指定管理者制度の導入施設の見直し（制度の導入効果が見込める施設に導入）
	⑩ 利用料金の見直し（指定管理者からの提案による利用料金の見直し）
	⑪ 指定管理者の選定方法の見直し（原則指定管理者選定委員会での審査を必須化）
	⑫ 指定管理者のモニタリングの強化（市のチェック体制の強化、コンプライアンスの遵守）

(1) 競争性の確保における課題等

【課題等】

- ・ 一者随意により指定管理者を指定している施設が多い。
- ・ 公募をしても一者のみの提案にとどまり、長年同じ指定管理者となっている施設が多い。
- ・ 指定管理料基準額の設定やリスク分担の在り方が、民間事業者等の考えと相違がある。
- ・ 総務省通知でも、多くの事業者が参加できる対応が求められている。



- ・ 多くの事業者から参加してもらうための取組が必要である。

【見直し案】

- ① 公募期間の長期化
- ② 指定管理期間の長期化
- ③ 指定管理料の算定方法の見直し
- ④ リスク分担の見直し
- ⑤ 新規参入への支援

(2) 見直しの内容

① 公募期間の長期化

【現状】

- ・ 基本方針では、公募期間は1～2か月として明示しているが、実際の公募では1か月としている施設が多い。
- ・ 公募をしても一者のみの提案が多く、長年同じ指定管理者となっている施設が多い。

【課題等】

- ・ より良い制度の運用には、競争性の確保が必要である。
- ・ 指定管理者から、営業戦略等を検討するには、現在の募集期間では短いため、募集期間の延長を求める声がある。

【見直し案】

- ・ 公募期間を最低2か月以上に延長する。

② 指定管理期間の長期化

【現状】

- 基本方針では、指定管理期間は原則5年としている。施設の設置目的や性質等から異なる指定期間の設定も可能であるが、実際の運用では3年以下としている施設がある（13施設）。

【課題等】

- 指定期間が短いと、従業員の確保等が難しくモチベーションの低下も懸念されることから、指定管理者から長期（5年超）を望む声がある。
- 指定期間が短いと、市や指定管理者の更新事務が多くなる。

【見直し案】

- 原則5年を徹底する。また、施設の設置目的や性質等から5年超の指定期間の設定も積極的に検討する。
- 指定管理期間中の実績評価が良好で、指定管理者が管理運営の継続を希望する場合は、議会の議決を得た上で、現指定管理期間又は5年を上限とし、1期に限り指定の更新を認める。

5

③ 指定管理料の算定方法の見直し

【現状】

- 指定管理料基準額の算定の基本的な考え方として、直営から指定管理に移行する場合は「直営管理時の収支実績を基に算定」し、指定管理を継続する場合は「指定管理者の収支実績を基に、物件費は実績を参考に、人件費は施設管理に必要な職員数に市職員の単価を用いて算定」し、更に適正利益を加算し、指定管理料基準額を算定している。
- 適正利益は、施設の事業収入に対し、観光・レクリエーション施設は1%、それ以外の施設は3%を乗じた金額を加算している。
- 指定管理料は、複数年度分の債務負担行為を一括して設定している。

【課題等】

- 指定管理者の経営努力による収入増や経費削減などを、基準額の算定に際し、適切に反映する必要がある。
- 本社経費等の計上は認めているが、考え方を整理する必要がある。
- 指定管理者から適正利益の加算額が低いとの声がある。
- 指定管理料基準額は上限とせず、提案額が基準額を超えていても費用対効果が優れている提案の採用も検討する必要がある。
- 人件費や物価の高騰が続いており、指定管理期間を通して適切な指定管理料が支払われるよう、検討する必要がある。

6

【見直し案】

- 指定管理料基準額の算定に当たって、基本的な考え方は踏襲する。
- 基準額の算定に当たっては、指定管理者の経営努力や利益のほか、間接経費（本社経費）も踏まえて算定する。
- 適正利益について、全産業の売上高営業利益率を参考として算定するなど見直しする。
- 収入見込額や支出見込額など指定管理料基準額の算定根拠を開示する。
- 指定管理料は、従来通り、債務負担行為を設定し当初協定で指定管理期間の複数年度分を一括して定めるほか、著しい物価変動等に対応するため、新たに年度協定で毎年定めることも可能とする。
- 年度途中での著しい物価変動等があった場合は、リスク分担に基づき、年度途中で指定管理料の見直しを行う。

④ リスク分担の見直し

【現状】

- 現行のリスク分担表では、指定後の物価変動は指定管理者の負担であり、人件費の上昇は明記なし。なお、エネルギー価格高騰など著しい物価高騰については、指定管理者に補填している。

【課題等】

- 物価や人件費の高騰が続いており、実態にあわせたリスク分担の見直しが必要である。
- 指定管理者から、物価や人件費の高騰については、市の負担又は協議事項とするなど、リスク分担の見直しを求める意見がある。
- その他、最適なリスク分担に見直す必要がある。

【見直し案】

- 先進事例等を参考に、著しい物価変動や需要変動については、市と指定管理者の協議事項とする。

⑤ 新規参入への支援

【現状】

- 原則公募としているが、例外的に随意指定も可能とする中、随意指定の施設は81.3%（75施設中61施設）となっている。
（公募の例外規定）
 - 公の施設の再配置検討対象施設で、譲渡を予定している施設
 - 市の政策上、特定団体（第三セクター等）による管理が必要な施設
 - 介護予防拠点施設や医療機関など、施設の性質から、特定団体による専門的な事業運営を行う必要がある施設
- 公募をしても一者のみであり、長年同じ指定管理者となっている。

【課題等】

- より良い制度の運用には、競争性の確保が必要である。
- 新規参入を促す必要がある。

【見直し案】

- 原則公募を徹底する。例外規定の適用により公募しない場合は、その理由を明確にする。
- 公募情報は前年度に公表するなど、早期に情報発信する。
- 新規参入に関する相談窓口を資産活用課内に開設する。

9

2 施設の更なる利活用

(1) 施設の更なる利活用における課題等

【課題等】

- 発注者は業務の仕様を詳細に規定し、受注者は規定された仕様を忠実に実行するという「仕様発注」により、指定管理者が有している管理運営の経験・ノウハウをいかしきれていない。
- 社会情勢の変化や施設の老朽化などにより、利用者数が減少し、施設の設置目的（＝利用促進）が達成できていない。
- 自主事業の定義が曖昧で、指定管理者の活動が制限されている。



- より民間活力を活用できる仕組みに見直し、施設の利用促進につなげる。

【見直し案】

- ⑥ 仕様書の見直し
- ⑦ 施設課題の解決
- ⑧ 自主事業の取組支援

2 施設の更なる利活用

(2) 見直しの内容

⑥ 仕様書の見直し

【現状】

- ・ 業務に関する仕様を詳細に規定し、受注者は規定された仕様を忠実に実行するという「仕様発注」により管理運営を行っている。

【課題等】

- ・ 仕様書どおりの管理運営が行われているが、利用者の多寡に応じた休館日や開館時間の設定、業務の繁閑に応じた人員配置、利用が少ない機能の休止、利用促進の取組など、効率的な管理運営が徹底されていない。

【見直し案】

- ・ 業務実施条件の柔軟な設定により、民間事業者の経験・ノウハウがより発揮される場合は「性能発注」を行うことも可能とする。
- ・ 「仕様発注」の場合は、利用実態に見合った仕様書に変更する。

〈仕様発注（従来）と性能発注のイメージ〉

分類	概要	具体例（受付業務）
仕様発注	発注者は業務に関する仕様を詳細に規定し、受注者は規定された仕様を忠実に実行する発注方式	開館中は、受付窓口で常時2名以上を配置すること。
性能発注	発注者が受注者に求める業務要求水準を明示し、それを達成するための具体的な手法を受注者の提案に委ねる発注方式	開館中は、常時受付可能な体制を整えること。

11

2 施設の更なる利活用

⑦ 施設課題の解決

【現状】

- ・ 社会情勢の変化（人々の趣味嗜好の変化・需要の変動）や施設の老朽化などにより、施設全般において利用者数の減少・経費の増大傾向にある。

【課題等】

- ・ 物価や人件費等の高騰によりコストが増加しているほか、繁閑にかかわらず同じ管理体制で対応していることから、より効率的な管理運営が求められる。
- ・ 民間活力を活用し、施設課題の解決を図る必要がある。

【見直し案】

- ・ 指定管理者の募集時に、施設の課題を提示し、利用者数の増加策や営業時間・休館日の変更等による経費の削減など、指定管理者の経験・ノウハウをいかした解決策の提案を求める。

⑧ 自主事業の取組支援

【現状】

- 指定管理業務以外の「自主事業」を認めているが、自主事業が行われている施設は少なく、施設の利用促進や指定管理者の収入の増加につなげていない。

【課題等】

- 指定管理者が自主事業として何ができるのか不明確であり、自主事業の定義を明確にする必要がある。
- 特に貸館施設は、指定管理業務のみでは利用者や収入の増加が難しいことから、自主事業を活発に行う必要がある。

【見直し案】

- 指定管理者が行える業務を明確にするほか、指定管理者への応募時の事業計画書に自主事業欄を設け、選定時の評価に加える。
- 自主事業は、指定管理者の収支に合算せず、目的外使用許可での対応を検討する。

2 施設の更なる利活用

〈指定管理業務と自主事業の区分案〉

指定管理業務	指定業務	条例や仕様書などに記載された業務
	企画提案業務	1 仕様書で市が指定した業務のうち、その内容について指定管理者が企画提案した業務 2 その他（仕様書で市が指定した業務以外で、施設の設置目的に合致している事業） ※指定管理の収支に合算する。
自主事業	施設設置目的外	<u>指定管理業務以外で、施設の設置目的に合致しない事業のうち、指定管理業務を妨げない事業（イベント、食堂、物販等）</u> ※直営管理の場合、行政財産の目的外使用許可により実施する業務であり、指定管理の収支に合算せず、使用料を徴収する。

※他の地方自治体の指定管理施設における自主事業の例

- 大手コーヒーチェーン店やキッチンカーの出店
- スポーツ教室、コンサート、ファーマーズマーケット、ドッグフェスタ、手ぶらバーベキュー、日本酒試飲会、ビアガーデン等、施設と親和性の高いイベントの開催

(1) 管理運営の適正化における課題等

【課題等】

- ・ 現在、市の公の施設のうち、75の施設において指定管理者制度を導入しているが、導入効果が見込めない施設がある。
- ・ 人件費や物価の高騰を踏まえ、利用料金は、適宜、価格転嫁等により見直す必要がある。
- ・ 選定委員会を活用し、選定や実績評価を行う必要がある。
- ・ モニタリングの強化が必要である。



- ・ 導入効果が見込まれる施設に制度を導入するとともに、導入効果が発現されるよう、指定管理者の管理運営状況をモニタリングする必要がある。

【見直し案】

- ⑨ 指定管理者制度の導入施設の見直し
- ⑩ 利用料金の見直し
- ⑪ 指定管理者の選定方法の見直し
- ⑫ 指定管理者のモニタリングの強化

15

(2) 見直しの内容

⑨ 指定管理者制度の導入施設の見直し

【現状】

- ・ 観光施設、スポーツ施設、福祉施設、貸館施設、地区集会施設など75施設に指定管理者制度を導入している。（令和7年4月1日現在）

【課題等】

- ・ 施設の性質から利用者や収入の増加が見込めない施設があり、指定管理者制度の導入は効果が見込める施設に限定する必要がある。
- ・ 複数施設の一体管理で経費の縮減を図っている施設は、直営の包括業務委託と比較検討を行う必要がある。

【見直し案】

- ・ 指定管理者制度の導入効果を十分検証した上で、制度を導入する。
- ・ 現在、制度を導入している施設であっても、導入効果が見込めない場合は直営化も検討する。

〈指定管理者制度導入の判断の視点案〉

- | | |
|---|--|
| ① | 民間でもサービスが提供されており、経験・ノウハウがいかなる施設で、施設の運営規模が大きく、かつ、施設運営経費に占める利用料金収入の割合が高いか。 |
| ② | 施設の性質から、専門的な経験・ノウハウを有する団体等による事業運営を行う必要があるか。 |
| ③ | 直営管理に比べ、市の経費や業務負担の著しい削減が見込めるか。 |

16

3 管理運営の適正化

⑩ 利用料金の見直し

【現状】

- ・ 利用料金は、条例で定める金額の範囲内で市と指定管理者との協議により決定しているが、条例で定める上限額で運用している施設が多い。
- ・ 条例を改正しないと利用料金の変更（利用料金の引き上げ）ができず、物価等の高騰分を利用料金に転嫁できていない施設がある。

【課題等】

- ・ 宿泊や飲食などの価格転嫁型の行政サービスについては、適切に利用料金を設定する必要がある。
- ・ 指定管理者から、利用の繁閑や物価高騰等に対応するため、柔軟な利用料金の変更を求める意見がある。

【見直し案】

- ・ 物価高騰等によるコストの上昇に対応するため、適宜、条例を改正し、利用料金を見直す。
- ・ 指定管理者から事業計画等で利用料金の見直しの提案を受けた場合は、その必要性を検討し、柔軟に見直しを行う。

17

3 管理運営の適正化

⑪ 指定管理者の選定方法の見直し

【現状】

- ・ 公募は選定委員会の審査対象としている。また、随意指定では、地縁団体等は選定委員会の審査対象外としているが、その他の団体等は令和6年度の更新から審査を必須としている。
- ・ 選定委員会による実績評価については、一部の施設で実施している。

【課題等】

- ・ 随意指定であっても、選定委員会の審査により、指定管理者の最適者を選定する必要がある。
- ・ 指定管理者の実績を適切に評価し、業務の改善や次回の選定につなげる必要がある。

【対応案】

- ・ 指定管理者を選定する場合は、原則、選定委員会を設置し審査する。
- ・ 指定管理者の実績について、原則、選定委員会の評価を踏まえ、市としての評価を毎年実施する。

18

3 管理運営の適正化

⑫ 指定管理者のモニタリングの強化

【現状】

- ・ 管理運営が、指定管理者に任せきりの施設がある（指定管理者の指摘）。
- ・ 指定管理施設で要改善事項が発生している（全庁調査の結果）。
- ・ 現在、年2回、市はチェックリストによるモニタリングを実施している。

【課題等】

- ・ 指定管理者の業務が仕様書や事業計画書どおりに行われているか、モニタリングの内容を見直しする必要性を専門家からも指摘されている。
- ・ 特に不祥事や要改善事項の発生の防止には、内部統制やコンプライアンスに踏み込んで確認する必要がある。

【見直し案】

- ・ 施設の種類によるが、定期的な訪問を増やすほか、現在のモニタリングの内容を見直し、内部統制やコンプライアンスも含め強化する。
- ・ 指定管理業務に相応しい業務内容になるよう、仕様書を見直す。
- ・ 指定管理者向けのコンプライアンス研修を開催する。
- ・ 社会保険労務士による労働条件審査（※）の導入を検討する。
- ・ 指定管理者に対し、専門家や資産活用課による業務改善や経営改善に向けた助言等を行う。

※ 企業が労働関係法令を遵守しているか、また、従業員の労働条件が適切に設定・運用されているかを確認する審査のこと

19

4 その他、運用上の見直し

- ・ 基本方針は、上越市が所管する公の施設のうち、指定管理者制度によって管理運営を行っている施設における制度運用の「原則」を示すものである。個別の運用は、別に定めることとする。
- ・ 各施設の特性に応じて基本方針とは異なる取扱いを行う場合は、施設ごとの特性等に合わせて個別に決定する。
- ・ 公の施設使用料等の減免登録団体の直前のキャンセルによる収入機会の損失が生じており、令和6年度には防止に向け適切な運用を依頼する文書について減免登録団体に発送済みであるが、今後も適切な運用を働きかける。
- ・ 報告書の提出時期や内容は、施設の規模や特性等に応じて、別に定めることも可能とする（年度の実績報告書の提出期限の変更は条例改正が必要）。特に収支計画書や収支実績報告書における、間接経費を含む記載内容・方法を明確化する（報告様式の制定など）。
- ・ 実績報告書等において指定管理者の経営努力の取組を把握する。
- ・ 施設管理を担当する市職員の資質向上を図るため、制度運用に関する研修会を開催する。
- ・ 指定管理業務の事業効果を高めるため、施設所管課は指定管理者との定期的な意見交換の実施や情報共有等の取組を意識的に行っていく。
- ・ 修繕については、1件当たり10万円未満を指定管理者の修繕としているが、施設の規模や特性等に応じて、金額は別に定めることができるものとする。

20

【参考】指定管理者制度導入施設一覧(75施設)

No.	施設名	所管課	公募随意	導入年度	指定管理者
1	大手町駐車場	用地管財課	公募	H18年度	上越市本町三丁目商店街振興組合
2	高田駅前立体駐輪駐車場	用地管財課	公募	H18年度	上越市本町三丁目商店街振興組合
3	市民プラザ	用地管財課	公募	H16年度	上越シビック・日本管財共同事業体
4	上越リゾートセンターくるみ家族園	福祉課	公募	H18年度	(株)メディカル&ケア
5	釜塚共同墓地	福祉課	随意	H18年度	釜塚共同墓地管理組合
6	上越地域医療センター病院	地域医療推進課	随意	H18年度	(一財)上越市地域医療機構
7	千寿園	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)上越老人福祉協会
8	ケアハウス上越	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)上越老人福祉協会
9	頸城生活支援ハウス	高齢者支援課	随意	H16年度	(社福)上越市社会福祉協議会
10	板倉生活支援ハウス	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)上越市社会福祉協議会
11	浦川原生活支援ハウス	高齢者支援課	随意	H16年度	(社福)上越市社会福祉協議会
12	清里生活支援ハウス	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)上越市社会福祉協議会
13	名立生活支援ハウス	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)上越市社会福祉協議会
14	上越五智養護老人ホーム	高齢者支援課	随意	H18年度	(社福)えちご府中会
15	若竹寮	こども家庭センター	随意	H29年度	(社福)みんなでいきる
16	大島やまざくら	産業政策課	随意	H18年度	(有)やまざくら
17	ワークパル上越	産業政策課	随意	H18年度	(公財)上越勤労者福祉サービスセンター
18	上越人材ハイスクール	産業政策課	随意	H18年度	職業訓練法人上越職業訓練協会
19	上越文化会館	文化振興課	公募	H17年度	(株)NKSコーポレーション
20	ヨーデル金谷	観光振興課	随意	H18年度	(株)ミーナハライペ

21

【参考】指定管理者制度導入施設一覧(75施設)

No.	施設名	所管課	公募随意	導入年度	指定管理者
21	上越市五智歴史の里会館	観光振興課	随意	H19年度	五智歴史の里協議会
22	キューピットバレイスキー場	観光振興課	随意	H16年度	(株)スマイルリゾート
23	棚田動植物公園	観光振興課	随意	H16年度	(株)スマイルリゾート
24	ゆきだるま温泉久比岐野	観光振興課	随意	R4年度	(株)スマイルリゾート
25	牧湯の里深山荘	観光振興課	随意	H27年度	(株)太平堂
26	柿崎マリンホテルハマナス	観光振興課	随意	H18年度	ネクストリゾート上越(株)
27	大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館	観光振興課	随意	H18年度	ネクストリゾート上越(株)
28	吉川ゆったりりの郷	観光振興課	随意	H18年度	ネクストリゾート上越(株)
29	吉川スカイピア遊ランド	観光振興課	随意	H18年度	(株)みなもとの郷
30	板倉保養センター	観光振興課	随意	H18年度	ネクストリゾート上越(株)
31	ゑしんの里記念館	観光振興課	随意	H18年度	特定非営利活動法人板倉まちづくり振興会
32	うみてらす名立	観光振興課	公募	H18年度	(株)BJ・(株)ゆめ企画名立
33	中ノ俣地区多目的研修センター	農村振興課	随意	H18年度	中ノ俣町内会
34	岩木多目的研修センター	農村振興課	随意	H18年度	岩木多目的研修センター管理運営協議会
35	田園多目的研修センター	農村振興課	随意	H18年度	田園町内会
36	六夜山荘	農村振興課	随意	H16年度	特定非営利活動法人自然王国ほその村
37	雪だるま物産館	農村振興課	随意	H16年度	手づくり百人協同組合
38	樽田そば処	農村振興課	随意	H18年度	農事組合法人ながくら
39	月影の郷	農村振興課	随意	H17年度	企業組合月影の郷
40	大島生活改善センター	農村振興課	随意	H18年度	大島地区振興協議会

22

【参考】指定管理者制度導入施設一覧(75施設)

No.	施設名	所管課	公募随意	導入年度	指定管理者
41	大島旭農村環境改善センター	農村振興課	随意	H18年度	旭地区協議会
42	菖蒲農村環境改善センター	農村振興課	随意	H18年度	菖蒲地区振興協議会
43	大島若者交流会館	農村振興課	随意	H18年度	保倉地区振興協議会
44	くびき食彩工房	農村振興課	随意	H16年度	特定非営利活動法人くびき来夢ネット
45	南葉高原キャンプ場	農林水産整備課	随意	H18年度	南葉高原キャンプ場管理運営協議会
46	くわどり市民の森	農林水産整備課	随意	H18年度	特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部
47	菖蒲高原緑地休養広場	農林水産整備課	随意	H18年度	菖蒲高原管理運営組合
48	上越市立水族博物館	教育総務課	公募	H27年度	(株)横浜八景島
49	菱の里	教育総務課	随意	H16年度	(社福)上越市社会福祉協議会
50	上越科学館	社会教育課	公募	H30年度	新東産業(株)
51	上越市立オールシーズンプール	スポーツ推進課	公募	H17年度	(株)新潟ビルサービス
52	上越市総合体育館	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
53	上越勤労身体障害者体育館	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
54	スポーツ公園野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
55	上越市藤野野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
56	上越市びょうぶ谷野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
57	上越市少年野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
58	スポーツ公園多目的運動広場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
59	スポーツ公園庭球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
60	上越市高田スポーツセンター	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会

23

【参考】指定管理者制度導入施設一覧(75施設)

No.	施設名	所管課	公募随意	導入年度	指定管理者
61	高田城址公園弓道場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
62	高田城址公園野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
63	上越市今泉スポーツ広場野球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
64	上越市今泉スポーツ広場多目的広場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
65	高田城址公園庭球場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
66	高田城址公園陸上競技場	スポーツ推進課	随意	H20年度	(一財)上越市スポーツ協会
67	上越総合運動公園テニスコート	スポーツ推進課	随意	H26年度	(一財)上越市スポーツ協会
68	上越総合運動公園クラブハウス	スポーツ推進課	随意	H26年度	(一財)上越市スポーツ協会
69	上越市教育プラザ体育館	スポーツ推進課	随意	H29年度	(一財)上越市スポーツ協会
70	リージョンプラザ上越	スポーツ推進課	公募	H16年度	新東産業(株)
71	上越市柿崎総合体育館	スポーツ推進課	公募	H20年度	新東産業(株)
72	上越市柿崎屋内水泳プール	スポーツ推進課	公募	H20年度	新東産業(株)
73	柿崎総合運動公園野球場	スポーツ推進課	公募	H20年度	新東産業(株)
74	柿崎総合運動公園グラウンド	スポーツ推進課	公募	H20年度	新東産業(株)
75	柿崎総合運動公園人工芝グラウンド	スポーツ推進課	公募	H26年度	新東産業(株)

24